

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月7日
【会社名】	株式会社 京葉銀行
【英訳名】	The Keiyo Bank , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 小島 信夫
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	千葉県中央区富士見 1丁目11番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社京葉銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋室町 2丁目 4番 3号 日本橋室町野村ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取である小島信夫は、当行の第105期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。